

『第208回都市計画審議会』におけるご意見等への対応状況一覧

No.	ご意見等	対応状況等
1	区の景観の成り立ちには、区の景観を象徴する農業や武蔵野の屋敷林及び寺社林について記載すること。また、屋敷林や寺社林の維持・保全に関する具体的な対策を記載すること。	①「第2章 杉並区の景観特性」の「杉並区の景観の成り立ち」の部分に、「このようにまちが変化する中でも、公園や緑地、屋敷林、農地といったみどりの整備、保全に努力がなされてきました。」を追記しました。 (P. 5 右段 下から8行目～) ②みどりの保全・創出に係る具体的な取組は、「みどりの基本計画」にて位置づけるものと認識しています。但し、そういった取組とも連携を図りながら景観づくりを進めていく意図を明確にするため、「第8章 他部門との連携による景観づくり」の「01 みどりの保全・創出」を掲載しています。 (P. 123～125)
2	景観づくりの課題における公共的要素は、区立施設マネジメント計画の取組等を参考に、景観誘導に関する記載を拡充すること。また、混在する概念的と具体的な記述や第三者的表現の見直し等を行うこと。	①「公共施設の景観誘導」の項に、「老朽化や区民ニーズの変化により、過去に建てられた多くの施設が、建替や改修、用途の変更等を必要としています。」を追記しました。 (P. 49 左段 下から11行目～) ②ご指摘のあった部分の表現については、「駅前広場にベンチや花壇を設置して、人々が集ったり休憩したりできる空間の創出も求められています。」と分かりやすい文章に修正しました。 (P. 49 左段 上から9行目～)
3	景観づくりの課題における自然的要素には、樹木の保全のほか、生産緑地の減少抑制や、一団のみどりの機能維持に関する具体的な取組内容を記載すること。	①No.1-②と同様
4	指標は、まちなみの落ち着きや美しさだけでなく、賑わいや個性的な側面も考慮した内容とすること。また、計画目標値の達成に向けて、重点的に実施する取組を記載すること。	①計画における指標は、1つの目安として掲げたものであり、これだけで景観の良し悪しが測れるものではないと認識しております。但し、ご指摘のとおり、目標値の達成に向けて、どのような取組が必要なのかを明らかにすることは重要であり、今後、区民アンケートの実施等、区民が考える「良好な景観」について調査・分析を図っていきます。
5	景観形成基準と色彩基準は、水とみどりの景観形成重点地区と一般地域、建築物の規模等に応じて基準の有無が分かるようにすること。	①ご意見いただいた部分を含む「章」に関しては、区民と事業者の双方にとって分かりづらい記載となっていたため、なるべくシンプルで理解しやすい構成へと見直しを図ったところです。 ご指摘の「高さ10m未満かつ延べ面積1,000㎡未満」については、景観形成基準は無いものの、推奨する色彩を設定しており、届出の対象外であっても景観への配慮を求めていることを踏まえた記載としています。 なお、景観計画に基づく協議や届出に関しては、区民や事業者にとって分かりやすい手引きの作成等、運用面での工夫も図っていきます。
6	景観重要公共施設の整備に関する事項には、景観形成の具体的な取組を記載すること。また、記載されている景観重要道路や公園以外にも必要がある施設を位置づけること。	①景観形成の具体的な取組として、各施設の整備が行われる際に、良好な景観の形成に向けて、必要に応じて施設管理者との検討・調整を図っています。 ②景観重要公共施設への位置づけに関しては、今回いただいたご意見等も参考とし、今後、検討を進めていきます。
7	さまざまな施策展開による景観づくりのうち、みどりの保全・創出の雨水が浸透するまちづくりには、グリーンインフラを活用し、今後の雨水流出抑制対策を行うとした、東京都市計画河川第8号善福寺川の変更に関する都市計画変更の回答を踏まえた取組を記載すること。	①ご指摘の「雨水が浸透するまちづくり」の部分に関しては、都への回答文との整合性を考慮して修正しました。 (P. 125 左段 下から11行目～)
8	景観に配慮した太陽光パネルの設置に係る費用助成制度等がある場合は、制度に関する記載を検討すること。	①区では、「景観への配慮」を条件に付した太陽光パネル設置に係る助成制度等は設けていません。
9	計画で使用する写真や図画は、区のまちづくりの動向などを踏まえた最新又は直近の写真等とすること。また、地域の特性を踏まえた写真等を用いること。	①計画内で使用している写真やイメージ図については、より適切な内容となるよう検討し、可能な範囲で差し替え等を図りました。 (全体)
10	整然として落ち着いた以外の区のまちなみの魅力について計画へ記載すること。	①計画の基本理念(P. 52)として、「美しさと落ち着きのあるまちなみを継承します」だけでなく、「個性豊かな地域の魅力や特色を生かします」を掲げているように、地域の実情に応じたその地域らしく暮らしやすい景観づくりを進めていく考えとしています。
11	景観の要素は、みどりや樹木、建築物のほかに、区民が集う広場や空間を含め、区民が具体的に景観をイメージできる内容となるよう記載を検討すること。	①いただいたご意見を踏まえ、「第5章 取組方針」の「魅力ある公的空間を形成します」の内容に、「駅前に人々が集い、憩えるような空間を創出」を明記しました。 (P. 54 左段 上から9行目～)
12	民有のみどりの維持・保全に関する取組を記載すること。	①No.1-②と同様
13	計画は、河川等の地形や商店街等の地域特性を踏まえた全体的なバランスを考慮するとともに、具体的な取組や対策を記載すること。	①「地形は全般的に見て平坦で、」の表現については、誤解を招かないように「地形は全般的に平坦ですが、」と文章を修正しました。 (P. 5 左段 上から2行目) ②具体的な取組として、個別具体の事案については、「No.10-①」を踏まえ、関係者と検討・調整を図っています。
14	計画は、景観法・条例に基づく取組とさまざまな施策展開による景観づくり等の取組間の関係性が理解できる記載とすること。	①法令に基づく取組とその他の取組との関係性を明確にする図表を挿入しました。 (P. 122) ②計画の全体構成が分かりやすいように、目次を修正しました。 (目次)
15	良好な街並みを形成するための制度である「街並み誘導型地区計画」について記載すること。	①「街並み誘導型地区計画」を活用した取組が進められている阿佐ヶ谷駅北東地区についての説明を追記しました。 (P. 131 上から7行目～) ②「地区計画」について、計画の位置づけを示す図表に明記するとともに、「用語集」に説明を盛り込みました。 (P. 2、168)
16	区制施行60周年記念事業の「杉並百景」は、区民の投票などで選ばれた景観であり、景観づくりの取組として大切に扱ってもらいたい。	①「景観づくりの実績」に「区制施行60周年記念写真集」の文言とともに写真を掲載しました。 (P. 42) ②杉並百景の取組を紹介するページを追加しました。 (P. 11)
17	現計画には冒頭に、区長から「改定にあたって」ということで、改定の概要と区民への協力の呼びかけが掲載されている。こういった内容は重要であり、今回も掲載した方が良い。	①現行計画と同様、冊子化する際に「区長あいさつ」を掲載する予定としています。 ②いただいたご意見も踏まえ、今回の改定ポイント等を端的に示すページ（「改定の背景」及び「改定方針」）を追加しました。 (P. 4)